

1. 地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の1つであり、京都議定書は、このような地球温暖化問題に対応するための第一歩と位置づけられる。我が国としては、長期的な観点からの気候変動問題への貢献の一里塚として、議定書上の約束を確実に達成していくことが必要である。
2. 現在、我が国は、平成17年に策定された「京都議定書目標達成計画」に基づいて、京都議定書の6%削減目標を達成するための対策を推進しているが、2005年度の排出量実績は基準年度比で7.8%増加しているところである。
3. 今般の中間報告では、これらの対策の進捗見込みやマクロ経済情勢の見通しを踏まえた2010年度の温室効果ガス排出量見通しを提示した。この見通しによれば、6%削減目標に対して、現行対策が最大限着実に進展した場合であっても1.5%分、現行対策が十分には進展しなかった場合には2.7%分の不足が生じることになる。このことは、6%削減目標の達成のためには追加的な対策・施策の導入が不可欠であることを示すものである。国際的に見ても既に省エネ対策等の排出削減対策が相当進展している我が国にとって、追加的にこれらの削減を行うことは容易ではない。中間報告では、このギャップを埋めるための追加対策の基本的方向性を提示したが、政府をはじめとする関係機関においては、12月の最終とりまとめに向けて、自主行動計画の拡大・強化、住宅・建築物の省エネ性能の向上、国民運動の推進、省エネ・新エネ対策の強化、中小企業の排出削減対策の強化、代替フロン等3ガス対策などの追加対策について速やかに具体化を図り、より実効性ある内容とすることが求められる。
4. また、現行対策を着実に推進することも不可欠である。すなわち、上記の見通しは、現行対策について、現時点で見込んでおりのおりの効果が実現されることを前提として算出されているが、これらの対策については強力かつ不断の取組推進が必要で、それを怠った場合、現実の排出削減効果が見込みを下回る可能性も十分あることに留意が必要である。

個々の対策について見込みどおりの効果が確実に実現されるためには、産業界、家庭、政府等の各主体が今後これまで以上に積極的な取組を推進することが必須である。国全体の排出削減を考えるに当たっては、これら各主体の前向きな姿勢無くしては実効性ある温暖化対策の実現は望むべくもない。
5. 今般、中間報告をまとめる機会に当たり、温暖化問題に深く関与する者として、本合同審議会を代表し、国民各層に対し、改めて温暖化問題への一層の注意喚起を呼びかけたい。このような意識改革を通じ、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革による排出削減取組の抜本的強化が図られることを期待する。